

○運転技能検査運用要領の制定について(通達)

(令和4年5月12日岡運免第328号警察本部長例規)

改正 令和5年8月25日岡会第386号 令和7年3月19日岡運免第253号

各部長

首席監察官

各統括官 殿

運転免許センター長

各所属長

この度、別添のとおり運転技能検査運用要領を制定し、令和4年5月13日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

運転技能検査運用要領

第1 趣旨

この要領は、運転技能検査の運用に関する規程(令和4年岡山県公安委員会規程第5号。)第7条の規定に基づき、運転技能検査(以下「検査」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的留意事項

1 実施方法

検査の実施方法は、検査を実施するものの体制等に応じて、高齢者講習(道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。)と同様に適正な人数で編成されたグループで行う方法又は受検者ごとに個別に行う方法のいずれかによるものとする。

なお、検査は、当該講習における実車による指導と合同で行うことができるものとする。

2 実施場所

原則としてコースにおいて実施するものとする。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受検者の利便性を図るため検査を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合において、各課題の設定等の条件がコースに比しておおむね同等であり、かつ、安全性の問題がないと認められるときは、道路又はその他適切な場所において行うことができるものとする。

3 設備

検査を実施するために必要な設備については、次に掲げるところにより整備するものとする。

(1) 普通自動車

検査に使用する所要の普通自動車は必要数整備することとし、当該普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

(2) 録画装置等

検査の状況を記録できるよう、所要の録画装置等を整備すること。

(3) 映像再生機材

録画した映像を適宜確認等できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。

4 検査体制の確立

(1) 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード(以下「免許証等」という。)の更新期間の満了日が切迫している者及び合格基準に達しなかったため複数回の受検を希望する者に対し、相談・問合せ窓口を設置するものとする。

(2) 検査の委託を受けた法人における検査において合格基準に達しなかった者が岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う検査を受検することができるようにするため、公安委員会による直接実施枠を確保するものとする。

第3 検査の受検手続等

1 受検期間

検査は、法第101条の4第3項に規定する期間内又は道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第26条の2に規定する期間内であって、法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の受検対象者にあつては、当該検査を受ける前に受検させるものとする。

2 受検申請等

受検申請の受理は、検査の対象者から運転技能検査受検申請書(様式第1号)の提出を受け、検査手数料を徴収の上、行うものとする。

第4 検査実施上の留意事項

1 使用車両

使用車両は、府令第26条の5第4項の規定により普通自動車を使用することとされており、受検者の車両の持ち込みについては、身体の障害があることを理由に法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として認めないものとする。ただし、受検者からの申出があり、車両の持ち込みによる検査を行うことについて、他の受検者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には認めるものとする。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。

2 コース設定

コースは、種類を複数設定することを要しないが、各課題が適切に実施でき、かつ、受検者1人当たりの走行時間(ならし走行(受験者が検査に使用する車両の特性を把握

するために検査の前に行う走行をいう。以下同じ。)を除く。)がおおむね 10 分間以上となるよう、走行距離(ならし走行を除く。)を 1,200 メートル以上に設定することとし、検査を委託する場合は、必要に応じ、委託を受けた法人が設定したコースが適切であるかどうかについて確認を行うこと。

3 検査の実施

検査は、次に掲げる事項に留意の上、ならし走行を含め、受検者 1 人当たり少なくともおおむね 20 分間行うものとする。

(1) 受検者の確認

受検に際しては、検査通知書及び免許証等により受検者本人であることを確認するものとする。

なお、免許証等を紛失したこと等の理由により、免許証等によって受検者本人であることを確認することができない場合には、その他の本人確認書類により受検者本人であることを確認するものとする。

(2) 事前説明

課題の実施前に、受検者に対し、その実施方法及び採点に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させること。

(3) ならし走行

受検者ごとに、おおむね 300 メートルのならし走行を行うこととし、ならし走行から課題走行への移行は、特段の事情がない限り、降車させずに行うこと。

(4) 課題走行

課題については、交通部運転免許課長が別に定める要領に基づき、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不同で実施することができるものとする。

(5) 採点

各課題不履行の場合又は走行中の危険を回避するために検査員がハンドル、ブレーキ等の操作を補助し、若しくは是正措置を指示した場合は、(4)に規定する要領に基づき、減点式採点法により客観的かつ厳正に採点を行うこととし、採点は、ならし走行が終了した時点からコース等における走行を終えて車両を停止した時点までの間について行うこと。

(6) 安全指導

課題終了後の安全指導については、受検者ごとに個別に行うこととし、減点した課題について重点的に指導することはもとより、安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

4 検査の公正性の確保

ドライブレコーダー、車内カメラ等の録画装置等(一定期間、記録が保存され、当該検査後に映像及び音声を確実に確認することができるものに限る。)により、受検者の動静や検査員の採点状況等に係る映像及び音声について記録し、検査の公正性を確保するものとする。

なお、録画装置等の活用により、次番者の同乗は要しないものとする。

5 検査中の指示

検査員は、走行順路を教示するに当たっては、受検者が運転に余裕を持つことができるよう教示の時期を十分考慮するとともに、進行方向を指し示すなどにより、明確に教示するものとし、走行順路の教示、減点後の是正措置又は危険防止のための指示を除き、助言は行わないものとする。

6 検査の中止

検査の途中で合格基準に達しないことが明らかになった場合においても、原則として全ての課題が終了するまで検査を続行するものとする。ただし、受検者の成績が合格基準に達しないことが明らかになった場合(次のいずれかに該当することにより合格基準に達しないことが明らかになった場合を含む。)において、検査の安全かつ円滑な実施が困難と認められるときは、検査を中止することができるものとする。

(1) 時間超過

運転技能が著しく低いこと等により、おおむね 20 分間を大幅に超過しても検査が終了しないと見込まれるとき。

(2) 指示違反

検査員が、検査の実施に必要な指示をしたにもかかわらず、正当な理由なく、受検者がその指示に従わないとき。

(3) 事故

受検者が人の死傷又は物の損壊を伴う事故を起こしたとき。ただし、当該事故について、受検者の責めに帰すべき事情がない場合を除く。

7 走行順路を誤った場合の措置

検査において走行順路を誤った場合は、直近の幹線コース又は周回コースを前進迂回して正規の走行順路に復帰させることとし、この場合(検査員が走行順路を誤って教示したため受検者が走行順路を誤った場合を除く。)において、正規の走行順路に復帰するまでの間に、走行中の危険を回避するため、検査員がハンドル、ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合は、減点の対象となることに留意すること。

8 合格基準

検査の成績は 100 点満点とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める得点となった者を合格とする。

(1) 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は現に受けている者 80 点以上

(2) (1)以外の者 70 点以上

9 運転技能検査受検結果証明書の交付

(1) 検査の成績が 70 点以上の者に対しては、運転技能検査受検結果証明書(様式第 2 号。以下「証明書」という。)を交付すること。

(2) 検査成績が 70 点未満の者で証明書の交付を希望する者がある場合は、証明書を交付すること。

(3) 証明書の副本の作成は必ずしも必要ではないが、受検者が証明書を亡失するなどした際に備え、再交付できるよう所要の措置を講じておくこと。

(4) 府令第 17 条第 1 項に規定する免許申請書又は府令第 29 条第 1 項に規定する更新申請書に証明書を添付しなければならないことを教示すること。

10 実施結果等の報告及び登録

(1) 実施結果等の報告

ア 実施結果の報告

検査の実施結果については、運転技能検査実施結果報告書(様式第 3 号)に運転技能検査受検申請書を添付して、速やかに交通部運転免許課長を経由して公安委員会に報告させるものとする。

なお、報告内容は、受検者の氏名、生年月日、性別、運転免許を現に受けている者にあつては免許証番号又は免許情報記録番号、検査場所、検査年月日、検査種類その他公安委員会が必要と認めるものとする。

イ 苦情等の報告

検査結果について受検者等から苦情や不服の申出があつた場合は、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び苦情や不服の内容並びにこれらに対する対応状況を記録させ、公安委員会に速やかに報告させるものとする。

(2) 実施結果の登録

(1)アの規定による報告のうち検査の成績が 70 点以上のものについては、交通部運転免許課において、警察庁が管理する運転者管理システムに登録するものとする。

第 5 その他

1 受検者への配慮

受検者は検査を受けることに不安を抱いていること、日常使用している車両とは異なる車両で受検すること等を念頭に置き、受検者の心情や体調に配慮した丁寧な対応に努めること。

2 事故防止

受検者の中には、身体機能や運転技能が低下している者もいることから、検査中の各種事故防止に万全を期すため、検査員等に特段の配意をさせるとともに、検査に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

第6 文書の保存

運転技能検査受検申請書及び運転技能検査実施結果報告書は、交通部運転免許課において5年間保存するものとする。

様式第1号

運転技能検査受検申請書

[別紙参照]

様式第2号

運転技能検査受検結果証明書

[別紙参照]

様式第3号

運転技能検査実施結果報告書

[別紙参照]